

中村議員 9 月定例会代表質問（最終稿）

平成 29 年 9 月 12 日

中村芳信です。ただいまから自由民主党議員連盟を代表して質問を行います。知事はじめ執行部には明快な答弁をお願いします。

【国の経済・財政運営】

さて、内閣府が今年 6 月発表した 1 月～3 月期の国内総生産は物価変動分を除いた実質で前期比 0.3%増、年率換算で 1.0%の増でした。また生活実感に近いとされる名目は前期比 0.3%減、年率では 1.2%の減でした。

実質 GDP 前期比プラス 0.3%、名目 GDP 前期比マイナス 0.3%、そして GDP デフレーター前期比マイナス 0.4%。今年 1 月～3 月期の国内総生産は名目 GDP が縮小しているにも関わらず物価上昇率つまり GDP デフレーターが大幅なマイナスのため実質 GDP がプラスになってしまうという結果でした。デフレ型の経済成長とでも言うべき変な状態に今の日本はあるようです。

そのような中特に注目すべきは、名目がマイナス 0.3%ということで今回明確に縮小したことです。名目 GDP が縮小し物価が下落する。明確なデフレです。さらに 2016 年度の GDP デフレーターが前年度比マイナス 0.2%。日本は昨年からのデフレがより深刻になった可能性があります。

ところで、日本がバブル崩壊後本格的なデフレに陥ったのは、橋本政権が消費税を 3%から 5%へ引き上げ、公共投資など政府支出を削減する緊縮財政に舵を切った翌年の 1998 年からです。

以来 20 年、モノやサービスの購入という需要が不足する中で企業はリストラに走り、失業という形で人材が流出して行きました。また、設備投資や技術開発投資も利益が見込めないということで総じて腰が引けたままです。

国家全体から見ると企業のリストラは「モノやサービスを生産する力の縮小」に繋がります。つまり国家の経済力の衰退です。そして国家の経済力の衰退が行き着くところまで行くと、その国は国民の需要を自国の事業や人材では満たせない事態に至ります。

さらに、その事態の放置は過去の日本国民の投資によって蓄積された「経済力」を破壊すると同時に、わが国を発展途上国化させるという最悪の結果を招きかねません。因みに 1994 年我が国の GDP が世界のそれに占める割合は 17.5%もありました。2015 年のそれは 5.6%です。

知事、我が国がここ 20 年近くにわたって陥っているデフレ不況あるいはデフレについて、どのような所見をお持ちですかお聞かせ下さい。（知事）

さて私は、民主党政権下にあった平成 23 年 11 月議会で日本政府がこれ以上

国債を増発しても簡単には暴落しない、金利も急騰しない、加えて日本国債は100%日本円建てであり、したがってデフォルトもしなければ日本政府も破綻する恐れはないと発言しました。

また、デフレからの脱却には日銀の国債の直接引き受けや銀行等からの買いオペレーションで金融緩和を実施し、マネタリーベースを増やして日本社会のマネーストックが増える状況を用意しつつ、同時にデフレで冷えきった民間に代わって政府が国債を発行し政府支出や公共投資を積極的に行い、需要を創出することが必要、要するに金融政策と財政政策のポリシー・ミックスが必要だと言いました。

そして一年後の2012年12月、デフレからの脱却を目指して第二次安倍政権が登場しました。その経済財政政策「アベノミクス」はそれまでの歴代政権の緊縮と構造改革を旨とする政策とは違い、財政再建をひとまず棚上げにして「大胆な金融緩和」と「機動的な財政政策」によるポリシー・ミックスでデフレから脱却しようとするものでした。それはまた財政均衡主義からの一時的離脱をも意味していました。

果たして、政策転換した結果どうなったか。2013年度の実質成長率は2.1%となり、名目成長率は1.8%に達しました。大胆な金融緩和による円安と株高も加わり、企業業績も向上、経済は明るさを増しデフレ脱却へ向けて動き出したかに見えました。

こうして、アベノミクスは絶好のスタートを切りました。しかし残念ですがそれも長くは続きませんでした。アベノミクスがスタートしたばかりの2013年6月、安倍政権は、「骨太の方針」において2020年までの「PB」の黒字化を決定し、翌年4月には消費税増税を断行するなど財政再建路線へと舵を切ってしまいました。

以来「大胆な金融政策」と「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」のアベノミクスは「金融政策」、「緊縮財政」、「構造改革」へと変節してしまいました。

しかし、デフレ期の増税は国民経済の総需要を縮小させデフレギャップを拡大する「デフレ促進策」です。消費税にせよ所得税にせよあるいは法人税にせよ税率をアップすれば国民の可処分所得が減り消費意欲、投資意欲は削がれます。消費や投資とは正しく国民経済の需要そのものです。

アベノミクスが変節せずそのまま続けられていればデフレ脱却も3、4年で図られ今日の私の質問もなかったはずでとても残念です。ともあれ知事、2014年の消費税増税を始めとする緊縮財政路線への転換はデフレ脱却に大きな足枷になっていると考えます。これについてどのように考えますか、所見をお聞かせ下さい。(知事)

次に、こうして2014年の消費増税によりデフレ脱却の要であった二本目の

矢は用済みと言わんばかりの扱いとなり、この課題は全面的に日銀の金融政策に委ねられるというよりも丸投げされることになりました。

その日銀、2013年3月、インフレ目標2%を設定すると同時に「インフレ目標を達成するまで量的緩和を継続する」という「コミットメント」を宣言し、今日に及んでいます。

日銀の金融政策のキモは「中央銀行がインフレ目標を設定し、異次元の量的緩和によるマネタリーベースの拡大をコミットメントすることで、期待インフレ率が上がり、実質金利が下がり、設備投資が増えて、デフレから脱却する」であろうというもので、それはデフレを「貨幣現象」として捉えることから始まっています。

この量的緩和により、現在、国内の銀行は「超」がつくほど過大な日銀当座預金を保有しています。とはいえ流動性が溢れかえっている銀行から「誰か」がお金を借り国内で財やサービスの購入や投資に回さなければインフレ率に影響を与えることはできません。理由は、インフレ率は財やサービスが購入されあるいはそれに投資されて初めて変動するものだからです。デフレは優れて「需要不足の問題」であると考えます。

しかし、政府は日銀にデフレ対策を指示しながら反対側で消費税増税、介護報酬、公共事業の削減に邁進しました。政府自ら需要縮小政策をとっている以上、日銀の金融政策がどうであろうとも我が国がデフレから脱却できるはずがありません。

また、昨年1月、日銀はマイナス金利政策を決定しました。これにより銀行側は日銀当座預金の一部にマイナス金利が課せられることになりました。当然、銀行側はこれまで以上に「民間への貸し出し」を増やそうとするはずです。しかし未だ日本には資金需要が十分にはありません。というよりもデフレが継続し実体経済が悪化している国では経営者は金利がどうであろうが設備投資を増やしたりしません。理由は簡単、儲からないからです。

結局、長期金利がひたすら低下していく状況と肝心の「銀行融資や消費・投資が増える」は実現できず、こともあろうに預金者に負担が行くというばかばかしい結果がもたらされただけです。

何れにせよ政府は、デフレが貨幣現象の問題ではなく需要不足の問題であることを認識して、民間の資金需要を促す実体経済の需要創出に乗り出さない限り、この状況に終止符を打つことは出来ません。

知事、私は第二次安倍政権がデフレ脱却に失敗とは言わないまでも未だ成功したとは言えないと思っています。そこには本来政府が共に担わなければならなかった問題を日銀に丸投げしたこと、またデフレを貨幣現象であると捉えるという間違えがあったように思います。

デフレ脱却という視点から第二次安倍政権の発足から今日までの歩みをどう見ておられますか、お聞かせ下さい。また、デフレは貨幣現象の問題と見て

おられますか、それとも総需要の不足の問題と見ておられますか、所見をお聞かせ下さい。(知事)

さて、需要不足とは反対側からみれば供給能力の過剰です。過剰供給能力と不足する総需要との乖離すなわち「デフレギャップ」がデフレの正体です。

というわけでデフレから脱却するためには誰かが消費や投資という需要を追加的に拡大しなければなりません。ところがデフレ状態にある国では家計は消費をしないことが合理的になります。デフレで雇用が不安定化し実質賃金が下がり続けている国で消費を増やす人はまずいません。さらにデフレの国では企業経営者が設備投資という需要拡大に二の足を踏みます。理由は簡単、需要が不足し儲からないからです。

というわけで、民間が冷え切っている中、デフレギャップを解消できる存在は政府しかいません。政府は民間とは違って非合理的に支出を拡大することが出来る存在です。

デフレ対策はそのギャップを解消するため政府が財政支出を拡大し需要を創出していくことから始めるしかありません。この点、知事、どのような所見をお持ちですかお聞かせ下さい。(知事)

次に、財政支出の拡大ということになりますと国債発行の問題と政府の債務不履行・デフォルトについて語らざるをえません。

年度末の政府の国債と借入金、短期証券を合計した残高は 1071 兆円で過去最高であったということです。新聞では「国の借金」「国民一人当たり 845 万円」と相変わらず危機感を煽るような報道がされていました。

しかし、この世の中「債務」の種類は数多ありますが、たったひとつ「デフォルトを起こせない債務」があります。中央政府が発行した自国通貨建て国債です。何しろ中央政府は「自国通貨を発行できる」存在です。歴史上中央政府がデフォルトを起こしたのは外貨建てもしくは共通通貨建て国債の場合のみです。中央政府は中央銀行に命じ自国通貨建て国債を買い取らせる事ができる存在である以上当然です。

日本の国債を見ますと、わずか 5.85%の海外保有分を含め 100%日本円建てです。日本政府は日本銀行を通じて日本円の通貨を発行できる存在である以上、国債のデフォルトを起こすことは不可能です。日本銀行は日本政府の子会社です。子会社と親会社のお金の貸し借りは連結決算で相殺され、国債を日銀に買い取らせれば政府の返済義務や利払い負担は消滅します。同じ「国債」と呼ばれますが自国通貨建ての国債と外貨建てあるいは共通通貨建て国債とは全く性質の異なる「債務」です。

加えて、日銀は、本年 3 月末時点で政府が過去に発行した国債のおよそ 4 割を保有していますが、デフレ経済が災いしてか、この間心配された国債金利の

高騰は全くなく、長期金利も最近では 0.00%台で推移しています。

知事、改めて確認しますが、極端な低金利など、第二次安倍政権発足後この 4 年間の状況に鑑みても、日本政府がデフォルトすることはないと思いますが所見をお聞かせ下さい。(知事)

次に、基礎的財政収支の問題について伺います。もともと財政健全化の国際的理解は政府の負債対 GDP 比率を引き下げることで政府の負債額そのものを減らすことではありません。しかし何故か日本は手段の一つでしかない「基礎的財政収支の黒字化」が財政健全化であると頑なに解釈しています。

ところで、安倍総理は本年 3 月の参議院予算委員会で「来年の予算を半額にしますよといったら、PB は黒字化するんです。しかし、黒字化した瞬間にですね、日本経済は死んだような状態になって、その翌年から悲惨なことが起こっていくわけです。・・・プライマリー・バランスを、いわば無理矢理、人工的にバランスさせたって、これはまさに意味がない」と問題を的確に捉えた答弁をしています。

それにも関わらず政府は 2020 年度までに国と地方を合わせた「基礎的財政収支」を黒字化させ、社会保障や公共事業など政策の実行に必要な費用は国債の発行に頼らずに税金などですべてを賄えるようにする目標を掲げています。そのためデフレ脱却のための財政拡大が封じられてしまっています。

この基礎的財政収支の問題について、自民党は、今年 4 月と 7 月、参議院議員 100 名と二回生衆議院議員 28 名がそれぞれ「プライマリー・バランス制約に囚われない積極的な財政政策」と「PB 目標撤廃を視野に入れた財政出動による財政再建」を政府に提言しました。

自民党も変わりつつあるなど期待していますが、知事、財政健全化のために政府が基礎的財政収支の 2020 年度黒字化を目指すことについてどのような所見をお持ちですか、お聞かせ下さい。(知事)

【地方財政対策】

次に、財政制度等審議会は本年 5 月「経済財政再生計画の着実な実施に向けた建議」を地方財政についても行いました。

しかし、その内容たるや毎年 8000 億円ペースで増え 27 年度決算で 21 兆円となっている地方団体の基金について「毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金の内容・残高の増加要因等を分析・検証し、・・・地方団体の決算状況を地方財政計画へ反映させることにより、国・地方を通じた財政資金の効率配分につなげていく必要がある」として地方交付税の削減を求め、片や交付税算定のトップランナー方式については「地方団体間比較を通じた行政経費の抑制・業務改革を推進していく必要」から「対象業務を拡大するとともに、同方式による効率化額の一部を赤字地方債

等の縮減に充てられるよう地方財政計画への反映を工夫する必要」があるとし、地方に更なる財政の合理化、効率化、要するに緊縮を求めるものでした。

しかし基金の積み立ては、ある年は増えたり、また減ったりと自治体の歳入・歳出に変動があった場合などにその平準化のため行われたり、庁舎の建て替えや災害などの不測の事態に備えるために行われるものです。また、民間委託等を通じて先進的自治体が達成した経費水準を交付税に反映するトップランナー方式は条件不利地域を抱え構造的に行政コストが高い島根のような自治体には非常に不利であり、交付税の財源保障機能・財政調整機能という原理原則、また、客観・公平・中立であるべき交付税の根幹を揺るがしかねないものであり、とても容認することは出来ません。

私たち議会は6月定例会で自治体の基金残高の増加を理由に交付税の削減を行わないこと、またトップランナー方式については見直しを求める意見書を提出したところです。知事、こうした財政制度等審議会などの動向についてのどのようにお考えかですか、また、全国知事会等を通じて強く地方の反対の意見を国に主張すべきではないかと考えますが、どうですか、お聞かせ下さい。(知事)

【県財政の健全化】

さて、日本政府は債務不履行に陥ることはないと思っておりますが、島根県を始めとする地方自治体は財政運営を誤れば破綻します。次に県財政の健全化について伺います。

県では、毎年度200億円台後半の収支不足が見込まれていた平成19年10月以来、概ね10年をかけて財政調整基金を130億円確保した上、収支均衡に持ち込む財政健全化に努めて来たところです。

その結果、昨年10月の時点で、収支不足は20億円まで縮減され160億円の財政調整基金確保の目処がついたところです。そして今年度予算編成の段階で一般政策経費に一律10%、経常経費に一律3%のマイナスシーリングをかけ、さらに事業予算の精査によって収支の均衡を果たすことができたとし、「財政健全化基本方針」の目標は達成し得る見込みとなったとしました。

しかし、我々自民党議員連盟は、今年度予算編成に当たり採られてきた対応に、“これまでの財政健全化により、県の歳出は県民生活を守る上でぎりぎりのところまで圧縮されてきており、各部局に一律のマイナスシーリングをかける手法は既に限界で、これまで当たり前に行ってきた事業を、総合戦略への対応など、改めて現在の島根県にとって優先すべき事業なのか、また、知らぬうちに根雪化した事業の中に削減できるものはないのかしっかり精査する必要がある”と考え、主張してきました。

これに対して執行部は、2月定例会や先の6月定例会の議論などを通じて、18年度予算編成にあたってはマイナスシーリングの手法は採らず、スクラッ

プ・アンド・ビルドをも念頭に「個別の事業の見直し」を中心に作業にあたっていくとの方向を示されました。強い決断であると評価しています。

しかし、事務事業の見直しは時に県民生活に大きな影響を及ぼすこともあり、知事や我々議会に大きな政治的判断を求める場面もあろうかと思えます。知事には、今後の財政健全化について事務事業の見直しのみならず行政の効率化・スリム化、財源の確保もさらに進めなければならないとしていますが、新たな「財政運営の指針」の策定そして来年度予算編成に向け、どのような姿勢・スタンスそして方向で臨まれますか、お聞かせ下さい。(知事)

また、現在行われている事務事業の見直しの状況について、お聞かせ下さい。(部長)

【中山間地域対策】

・小さな拠点づくり

次に、中山間地域対策について伺います。昨年策定された第4期目となります「中山間地域活性化計画」のもと、現在「小さな拠点づくり」「新しい人の流れづくり」「多面的機能の維持・保全・発揮」の取り組みが行われているところです。

この内、公民館エリアを基本として住民同士の話し合いを通じて生活機能の確保、生活交通の再構築などによる地域運営の仕組みづくりに取り組むいわゆる「小さな拠点づくり」については、昨年度、それに取り組む公民館エリアが目標の77を上回り93になったということです。また、本年度中には市町村と連携した住民の話し合いの開始を促すための地域訪問も236地区すべてについて行われる予定です。

順調なスタートを切ったと思えます。そこで、先ず、県ではこの8月末時点で215公民館エリアを訪問したということですが、その中で見えてきた課題、そしてそれを踏まえた今後の進め方についてどうお考えか、お聞かせ頂きたいと思えます。(部長)

ところで、この公民館エリアの236地区は概ね「昭和の合併」当時の町村の地区であると考えられます。しかし問題は、その236のエリアの内に県が想定する日常生活に必要な機能・サービスが集積する基幹集落たりうる役割を果たせる集落がどのくらいあるかということです。決して多くはないだろうと想像されます。また反対に、活性化計画にいうところの基幹集落への日常生活に必要な機能・サービスの集約化も、これもまた実際には困難を伴い現実的ではありません。

したがって、そうした実態を踏まえると島根県の「小さな拠点づくり」には、必ずしも生活機能・サービスの一点集中を目指すものだけでなく、地域の実態に応じた小規模・分散型の機能・サービスを交通手段でつないでいくことも考

えていく必要があります、また、必ずしも公民館エリアごとに自己完結的に進められるものではなく、これもまた地域の実態に応じて公民館エリアを超えたより広域の取り組みも必要であることなどが認識としてしっかり共有されることが必要であるように思います。

今後、住民同士の話し合いを求めるにあたり、現在の中山間地域における生活諸機能・サービスの配置状況に即した「小さな拠点づくり」について、現実的できめ細かい提案あるいは問題提起が県及び市町村に求められると思いますが、いかがお考えですか、伺います。(部長)

・NPO 活動の活性化

次に、人口減少が続く中山間地域において、「小さな拠点づくり」を推進する人づくりや組織づくりは喫緊の課題です。

地域を支える活動として、自然や生活、環境、特産品などに着目して NPO 法人が外出支援や食品・日用品の販売など生活に不可欠なサービスの提供や産業振興などに取り組む例が県内でいくつみられます。それらの地域では、NPO 活動が地域の主体的な取り組みを持続させるための有効な手段となっており、こういった活動を行う NPO 法人が県内の各地域、特に中山間地域に存在することの意義は大きいと考えます。

しかしながら、現在、県内の NPO 法人数は 284 法人ですが、町村にある法人はたかだか 1 割の 28 法人です。また 6 割が松江市と出雲市内に集中しており、離島や山間部は少ないという状況にあります。

一方近年、田園回帰の動きが若者層を中心に出てきており、農山漁村や中山間地域等の暮らしを見直す機運は高まっています。私の住む津和野町で最近立ち上げられた NPO では、地域おこし協力隊としてやって来た 20 代の若者たちが、住民の協力を得ながら老舗旅館の利活用ということも考え、高校の魅力化を支える教育型下宿を旅館の 4 部屋を借り上げ開設しています。彼らは地域の課題を解決していこうという意欲にあふれ、高校生と共に活動を開始しています。最近、こうした地域の課題を解決したいという思いを持つ若者が増えてきていると感じます。

このような状況の中、県においては今年度から中山間地域・離島において地域活性化の主体となる NPO の創出を目指した「NPO 創出伴走支援事業」に取り組んでおられるところですが、これまでの取り組みの状況及び今後の見通しについて伺います。また、この事業を踏まえ、中山間地域対策としての NPO の推進に今後どのように取り組んでいかれるのか所見を伺います。(部長)

また併せて、第四期「中山間地域活性化計画」では、「小さな拠点づくり」など地域の主体的な取り組みが持続するため、行政とは別に民間の力で地域をサポートする「中間支援組織」の育成・支援を進めるとしています。期待をしていますが、NPO を含めどのような中間支援組織の育成を考えておら

れるのか、また、その育成・組織化の現状をお知らせ下さい。(部長)

・UI ターン

次に、昨年度の新規就農者は過去最多の 173 人、その内 UI ターン者は前年度 13 人増の 56 人ということでした。同じく林業就業者は昨年度、例年並みの 71 人、年齢別では 10 代から 30 代が 6 割近くを占めていたということでした。また、2015 年と 2010 年の国勢調査結果を比較分析したところ、県西部や隠岐地域を中心に「子育て世代」が増加しているとのことでした。「新しい人の流れづくり」を目指す本県にとっては好ましい状況が生まれつつあるように感じているところです。

本県では、平成 4 年を「定住元年」と位置づけ 25 年になりますが「ふるさと島根定住財団」を設置し、その「財団」の経験とノウハウを蓄積しながら、全市町村への定住支援員の設置や各種支援制度を活かしながら、県・市町村・関係機関で一体的な取り組みをこれまで行ってきました。

近年「田園回帰」の機運や地方での暮らしへの関心が高まっている中ではありますが、島根県における充実した支援制度への認知度の向上や各市町村の定住支援対策の強化などにより、こうした好ましい状況が生まれたものと評価しているところです。

しかし、島根県の中山間地域においては、こうした流れをより確かなものとし、また、より一層大きくする必要がありますが、それに向けての知事の所見をお聞かせ下さい。(知事)

次に、執行部においては昨年末から本年 3 月にかけて UI ターン者等への意識調査を行いました。

それによりますと、既に島根県へ UI ターンした方々のうち、このまま住み続けたいと答えた人の割合は、U ターン者 53.2%、I ターン者 49.5%でいずれも半数程度に留まりました。さらに、定住財団へ情報登録をされている「関心層」で島根県に UI ターンしたい方々は、U ターン希望者が 38.8%、I ターン希望者が 45.2%という結果でした。いずれもどちらかというと厳しい結果だと認識しています。

執行部では UI ターン実践層において「引き続き住み続けたいとする人の割合が約半数に留まっている点は、更なる原因分析と対策の検討を行う必要がある」としてはいますが、地方創生・人口減少対策を進める上での課題と問題点、そしてそれらを踏まえた今後の取り組みについて現時点でどのように考えておられますかお聞かせ下さい。(部長)

【地域包括ケアの構築】

次に、地域包括ケアシステムの構築について伺います。少子高齢化の進展に

伴う社会保障制度改革の一環として、平成 26 年に、いわゆる「医療・介護総合確保法」が成立しました。

この法律に基づき、島根県においても、昨年度、「島根県地域医療構想」が策定されました。

いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となる「2025年」に向けて、県、市町村、医療・介護関係者、保険者、住民等が、医療需要の変化の状況を共有し、地域の実情に対応した医療・介護の提供体制の構築に向けた検討を進めるためのものです。

これによりますと、病床機能の再編とともに在宅医療への移行も示されており、県全体では、必要病床数が約 2,300 床減少し、在宅医療へ移行するとされています。

今年度は、この「島根県地域医療構想」を踏まえ、二次医療圏ごとの協議により、「第 7 次保健医療計画」と「第 7 次介護保険事業（支援）計画」とを、整合性を図りながら同時改定していくこととなります。

それとともに、「2025年」に向けては、誰もが、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最終段階まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援のサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要となります。

地域包括ケアシステムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じてつくり上げていく必要があるとされています。島根県においては、中山間地域や離島を有し、また医療機関・交通機関などの社会資源や人材などが限られており、それらの資源を有効に活用し、つなげていくことが重要であると考えますが、県内市町村における取組状況について伺います。（部長）

また、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築していくための県としての取組及び市町村への支援の状況についても併せて伺います。（部長）

【国民健康保険の都道府県化】

国民健康保険、いわゆる国保は、健康保険、共済組合などの被用者保険及び後期高齢者医療制度に加入していない人たちを対象とすることで、国民皆保険制度の最後の砦としての役割を担っています。

本県における国保の加入者は、平成 27 年度においては、約 15 万人余となっており、県民の約 2 割の方が加入しています。

年齢構成をみてみますと年齢の高い方の割合が多くなっており、60 歳以上の方の占める割合は 63.6%で、全国平均の 50.7%と比べても非常に高い割合となっています。

また、国保加入者の医療費や保険料の水準は市町村ごとにバラツキがあり、最も高いところと最も低いところの差をみてみますと、医療費については約 1.4 倍、保険料については 1.5 倍の開きがあります。

国保はこれまで市町村単位で運営されてきましたが、平成 30 年 4 月から都道府県が国保の財政運営主体となり、県と市町村がともに保険者として、国保を共同運営する、国保の都道府県化がスタートすることになり、残すところあと半年余りとなりました。

今回の見直しは、昭和 36 年に現在の国保制度が導入されて以来の大きな制度改正と言われており、県は、国保の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保など、国保運営において中心的な役割を担い、国保制度の安定化を図っていくこととされています。

平成 30 年度からは、県が中心となって、将来にわたって国保制度を維持していくことになる訳ですが、県として、国保の都道府県化について、どういったスタンスで臨まれるのか所見を伺います。(知事)

また、都道府県化に向けた現在の準備状況と今後のスケジュール、そして、どのような課題があるのか伺います。(部長)

【農林業の振興】

次に、農業について何点か伺います。

- ・中山間地域における「強い農業」づくり

島根県の 2015 年の農業産出額は前年を上回ったとはいえ 570 億円でした。本県の農業産出額が一番大きかったのは 1984 年・昭和 59 年の 1039 億円です。それに比べるとおよそ半減ということです。

その内、コメは 360 億円の減、園芸は 90 億円の減で、この 2 部門での産出額の減少がこの間の産出額の面から見た島根農業衰退の大きな要因です。またコメの産出額に占める割合は 30.2%で、確かに 1984 年の 51.3%は大幅に下回っているとはいえ、2015 年の全国平均の 17%を大きく上回っており、コメに依存する島根農業の体質は変わらずとあってよいと思います。

そうした中で、農林水産部においては、本県農業にとってコメは依然として農家戸数、栽培面積、生産額などの面で影響が大きいとし、中山間地域を中心に、その農業・農村を守るため集落営農の組織化やその活動支援などを行ってきたところです。その結果、集落営農組織は 627 となり、うち法人化した組織は 223 ということで担い手の面から見れば順調に育ってきているように思います。

しかし、問題は経営です。確かに規模拡大によって得られる利益を重視した農業づくりを行うには島根県は総じて条件的に不利です。加えて経営の多角化もそれほど進んでいるようには思われません。勿論、そうした中で稲作農業が主体の中山間地域農業を守り振興させて行く取り組みを優先させてきたことは農村やそこでの県民の生活を守るため当然認められることでした。

しかし、一方で、「地域から経営」へというか「守りから攻め」へというか、中山間地域においても競争力があり安定した、儲かる農業経営体を育てていく

ことが島根の農業にあらためて求められているように思います。中山間地域の「競争力があり安定した、儲かる農業」づくりについて、知事はどのように考えますか、お聞かせ下さい。(知事)

また併せて、ここ 30 年来、様々な対策にも関わらず一貫して減り続けているコメの生産について、今後の島根農業はどうあるべきかといった大きな視点からの抜本的な政策見直しも必要とも感じているところですが、この先どのように考えていかれますか、伺います。(知事)

・園芸の振興

次に、本県の園芸産地においては、ブドウやメロンに代表されるような園芸作物が島根の顔となる特産物として古くから農家所得の安定に寄与してきたところです。また、コメ依存体質からの脱却先として野菜を含めたこの園芸部門が有望視されていたようにも思います。

しかしながら、近年は担い手の高齢化や価格の低迷による農家所得の低下などにより農家数、面積、販売額とも減少し、昭和 59 年全県で 251 億円あった産出額も平成 27 年には 161 億円となり、このままでは振興どころか産地の維持すら危ぶまれる状況になってしまいました。

そうした中、県では、昨年度から本県の園芸産地が持続的に維持・発展できるよう産地再生の取り組みに本格的に乗り出したところです。

そこで、改めて伺います。コメ依存体質からの脱却に向けた、園芸振興の取組方向とこれまでの取組状況、そして今後の課題等あれば、お聞かせ下さい。(部長)

・畜産の振興

次に畜産部門については、昭和 59 年には 255 億円の産出額がありました。それが平成 27 年・一昨年は 237 億円でした。このところ 10 年間の推移を見てみますと産出額が 200 億円を切った年もありましたが、最近 3 年間では喜ばしくも回復の傾向が見られるところです。

なぜ畜産部門の産出額が、この 10 年、200 億円前後で推移しつつ最近では回復基調にあるのか、小規模畜産経営体が益々減少する中で、県ではこの間の動向をどのように見ておられ、また今後の島根畜産にどう繋いでいかれるつもりか、お聞かせ下さい。(部長)

また、この 7 日から 11 日にかけて宮城県仙台市で「全国和牛能力共進会」が開催されました。結果は、種牛の部で第 5 区の優等賞 6 席、肉牛の部で第 8 区の優等賞 8 席がそれぞれ最高位で、主要区で若干の成績向上が認められました。

今回の共進会への出場にあたって、関係者の皆さんのスタンスは“島根和牛

の特色を受け継ぎながら、新しい血統を取り入れていく世代交代がようやく進んできた。前回と比べ、出品レベルが確実に上がっている。島根は前々回、前回と成績が振るわず、農家に混乱が生じた。反省を踏まえて和牛の改良に注力してきたが、改良には長期戦略が必要で、成果が現れるのはまだ先になる。今大会では途中段階での手応えをつかみたい”ということであった訳ですが、そうした点から今回の「全共」をどのように総括をされ、次回鹿児島全共に向け、また今後のしまね和牛の振興に向けどう繋いでいかれるつもりか、お聞かせ下さい。(部長)

・新規就農

次に、先ほども申しましたように昨年度の本県の新規就農者は自営就農者 48 人、雇用就農者 125 人となり平成 12 年度以降過去最高を記録、中国四国管内で愛媛県、高知県に続く第 3 位になったということです。

県は、定住財団の産業体験活用後、研修・就農するスタイルが定着するなど定住施策と就農施策が連携した重層的な支援や県独自の就農相談会の開催、その後のフォローアップ等きめ細かい対応を関係機関と連携したこと、国の就農給付金の対象外の方々を県単でカバーしたこと、また県独自の取り組みである半農半 X と有機農業への支援などが成果として現れたとしています。

しかし今後、他県との競争の激化が確実に予想される中、より多くの方々が島根でさらに研修し、就農し、定着をしてもらうため、その施策を緊張感をもって展開していくことが必要です。

県として、今後、新規就農者の確保について、さらにどのように取り組んでいかれるつもりか、お聞かせ下さい。(部長)

ところで、津和野町では、平成 25 年から毎年 10 名程度の UI ターン研修生を受け入れ、10 名を超える新規就農者がそれぞれ自営就農に取り組んでいます。そんな中、町内の農業士の皆さん 5 名が中心となって農業研修生や新規就農者の皆さんのための学習、意見交換、交流の場として「百姓塾」なるものが立ち上げられています。

8 月初めに開かれたその「百姓塾」では、「めざせ！定住日本一の村」の掛け声のもと 20 名を超える新規就農者や研修生の皆さんが集まり「研修から就農へ」をテーマに県、JA、町の施策や対応について良かった点や改善点、要望すべき点などについて意見交換が行われました。

その中で、県や国に関わる意見・要望をいくつか紹介しますと、「研修の前半で技術をしっかり学び、後半は就農してからの販売のことも考え、それも研修したいと思っていたら、研修期間中の経済行為は好ましくないということだった。」「耕作条件の良い土地であればすぐにでも営農できるが、大抵は荒廃地を取得させられる場合が多く、スムーズな就農につながらない。」「就農に際し、

各種の国や県の補助事業を活用しようと思っても、そのスケジュール等がわからないので、申請時期が過ぎていたりしてスムーズな就農に入れず、そのため一年くらい無駄にしてしまう。」「定住財団の産業体験事業は四半期ごとの給付となるが、支給が期首ではなく期末のそのまた後なので、困る。」「親元就農だが、両親が営んできた農業を継承するだけで精一杯なのに、新規作目を取り入れろと言われても難しい。」等々ありました。この他、住宅の確保と住宅に隣接した農地の確保には本当に苦勞するという意見もありました。

雇用就農を目指す就農研修ならいざ知らず、こうした問題は津和野町のみならず自営就農を目指す UI ターン研修者にとって共通の悩みごとであるように思います。

問題の解決が可能なこともあり、反対に難しいこともあろうかと思えます。しかし、今後、新規就農研修者がスムーズに研修を終え就農、そして定着していけるようにするには、県や市町村が受け入れ先農家と連携しつつ、一人ひとりに寄り添ったきめの細かい相談体制をつくるのが肝要だと思いますが、いかがお考えですかお聞かせ下さい。(部長)

・ 林業の振興

さて、本県では、18 万haに及ぶ人工林面積のうち主伐期を迎えた面積が本年 3 月時点で 53%に及んでいます。そうしたことから全国に先駆けて主伐に積極的な支援を行うなど原木の増産対策を推進してきたところです。

その結果、原木生産量は、平成 26 年には 19 年ぶりに 40 万立方メートルを超え、さらに昨年度は 53 万立方メートルへと拡大し、これまでの取り組みの成果が現れたものと認識しています。

そうした中、昭和 55 年に比べ、スギ丸太価格にして 73%、ヒノキ 80%、マツ 56%といったように価格自体は確かに極端に低下していますが、近年、海外の森林資源が減少する中で、国内資源が成熟期を迎え国産木材が増加する傾向にあってもその価格は横ばいで推移しているようです。

今後、島根の林業を成長産業にしていくには需要動向の把握や供給先の確保を同時に進めて行くことが肝要と考えます。島根の林業の成長についてどう考えていますか、知事の所見を伺います。(知事)

また、循環型林業を確立するには利用期を迎えた県産木材が着実に利活用されることが必要であり、そのためには県内はもとより全国での需要拡大も図っていく。そうした狙いのもと県内の木材加工業者の皆さんがそれぞれの強みを生かした木材製品を持ち寄ることで、県全体として全国の様々なニーズに応えられるよう県内事業者を組織化した「木材製品県外出荷しまね事業体連合」が発足しました。平成 24 年のことでした。

「木材の大消費地である大阪、名古屋などで県産木材製品の取扱量が増える

よう積極的に販路の開拓に取り組んでいく」という意気込みでしたが「事業体連合」のこの5年間の取り組みと成果、課題について、お聞かせ下さい。(部長)

【石見地域の観光振興】

次に、石見地域の観光の振興について伺います。

本県の観光の振興につきましては、これまで「神々の国しまね」プロジェクトやそれに続く「ご縁の国しまね」プロジェクトなどを中心に、県の総合戦略の重点施策としても位置づけられ積極的に推進されています。

その結果、今年の県全体の観光入込客延べ数は 3308 万人で前年を 0.3% 下回ったとは言え 3000 万人台をキープしました。しかし、地域別では出雲地域が 0・2% 増の 2650 万人でしたが、石見地域は 2.2% 減の 636 万人で石見銀山効果が薄れた平成 21 年以来ほぼ一貫して減り続けている状況です。

石見地域は、世界遺産石見銀山、日本遺産津和野、伝統芸能石見神楽など、全国に、世界に誇れる資源が数多あり、海の幸や山の幸など食材文化に秀でた地域でもあります。また、現在苦戦しているとはいえっても萩・石見空港の存在は東京、大阪からの石見地域への交通アクセスを格段に向上させるものです。

また、興味深いのは、土木部の山陰道の整備による経済効果の調査によれば、増加する生産額 74 億円のうちその 7 割を石見地域が占めるとし、また生産が増加する出荷先の 7 割を山口県や九州地域が占めるとし、その生産額の増が一番見込めるのは観光部門になるとして、新たに石見地域観光と山口・九州との連携による可能性も示唆してくれています。

今後、石見地域の観光の振興のためには、こうした資源をさらに有効に活用するための方策や石見地域の観光戦略の見直しも必要であるように感じています。石見地域における更なる観光振興に向け、今後どのように取り組んで行かれるのか、知事の所見をお聞かせ下さい。(知事)

【事業承継】

次に、島根県の中小事業は、事業所数で全体の 99% を占め、その 8 割余りが小規模・零細企業というのが実態でありながらも、地域経済と雇用の中心的な担い手となっています。

こうしたことから、一昨年 11 月議会において、私たち自由民主党議員連盟は「島根県中小企業・小規模企業振興条例」を議員提案、制定し、その振興に向けての県としての責務や基本方針などを示したところです。

本県の中小企業、小規模企業においては、経営の安定化や人材の育成確保、事業の承継など、様々厳しい課題を抱えているところです。このうち特に事業承継の問題については、県内企業の休・廃業や解散の率、経営者の平均年齢、後継者の不在率など、いずれも全国平均よりも高く、また、個別、事業の清算、

廃業、売却を考えている県内の経営者のうち半数近くが適当な後継者がいないことを理由としており、取り組みの促進が喫緊の課題となっています。

こうしたことから県では、円滑な事業承継に向け、昨年度から相談対応や事業承継計画策定を支援する推進員の配置、承継を契機とした新規の事業活動への支援などを柱とする全国的にも例の少ない地方創生交付金を活用した総合的な支援事業を実施されているところです。

その内、昨年度は「事業承継新事業活動支援助成金」の実績が 24 件あったということですが、事業承継のこれまでの取り組み状況と見えてきた課題について伺います。(部長)

【山陰道の整備】

次に、本県の「総合戦略」の重要課題として掲げられている山陰道の整備について伺います。県東部地域を中心に、高速道路の開通した沿線では、人や物の交流が拡大し、企業立地や観光振興など大きな効果が生まれており、山陰道を繋げ、早くこの効果を県内全域に広げて行かなくてはなりません。

先ほども触れましたが、土木部では平成 27 年度に、山陰道の整備による経済効果について調査をされました。それによれば事業中および未事業化区間の山陰道が整備された場合、生産額は 74 億円増加するとし、そのうちの 7 割は石見地域が占めると見込んでいます。石見地域には魅力ある地域資源が数多く存在しており、山陰道の全線開通による石見地域の観光産業をはじめとする産業振興に大いに期待をしながら、一日も早い全線開通を願っているところです。

そうした中、先般 8 月 22 日、「社会資本整備審議会道路分科会中国地方小委員会」が開かれ、新たに「須子・小浜間」が優先区間に追加され、すでに優先区間となっている「小浜・田万川間」と併せ島根県側 12 km が一体的に「計画段階評価」の手続きが進められることになりました。

一歩前進と評価したいところですが、その議論の詳細と、またそれを受けて今後県として山陰道「益田・萩間」の早期整備にどう取り組んで行かれるつもりかお聞かせ下さい。(知事)

【県立高校における教育の質の向上】

次に、県教育委員会が昨年 3 月に行った教員の勤務実態調査によりますと、6 割を超える高校教員が 1 日 2 時間以上の時間外勤務を行っており、また 7 割を超える教員が一月に 2 日以上の日勤勤務を行っているということで、高校教員の多くが「多忙感」を感じているというよりも「多忙」を極めているという実態が浮き彫りにされました。

一方、次期学習指導要領は、変化が激しく容易に予測できない社会で生き抜いていく力を育成するため「主体的・対話的で深い学び」を目指して「社会に開かれた教育課程」を打ち出すなど、学校教育の質的転換あるいは向上を求め

るものとなっています。

今後、県教育委員会は、この「教員の多忙」の解消と「教育の質の向上」という二つの課題に同時に向き合わなければならないように思います。

知事、この二つの課題の解決を図る新たな教育改革が県立高校に求められて来ているように思います。できるところから一つひとつ取り組む必要があると考えますが、所見をお聞かせ下さい。(知事)

次に、本県では、これまで小学校・中学校に対しては少人数学級編成や「にこにこサポート」等の非常勤講師配置事業、特別支援教育に係る支援体制の強化など県独自の施策を講じてきました。

しかし、県立高校に対しては、必ずしも十分な施策を講じてきたとはいえない面があります。そうした中、教員の多忙の解消と教育の質の向上を図る上で学校現場の苦勞が最も顕在化してきているのが中山間地域・離島のいわゆる「魅力化校」であることは容易に推測できます。

これらの高校では地元中学生や県外生が進学したくなる魅力的な教育を提供し続けることが、その高校のみならず地域の存亡に関わる大きな使命となっており、現場の先生方の頑張りや課題解決型学習をはじめとして生徒一人ひとりへのきめ細かな支援・指導を行っているところです。

しかしその一方で、国の財源措置の対象となる教職員定数が限られるため、未開設の教科や科目があるなど県立高校として提供すべき教育の水準や進路の保障の観点から改善すべき課題も現実にあります。

中山間地域・離島の高校魅力化は地方創生や中山間地域活性化の柱の一つと位置付けられ我々議会や県民が寄せる期待も大きなものがあります。「魅力化校」における教員の県単加配など何らかの確保・充実はどうしても取り組んで行かなければならない課題であると考えますが、教育長の所見を伺います。(教育長)

【安全で安心して暮らせる地域社会の実現】

最後に、安全で安心して暮らせる地域社会について伺います。

本県における犯罪情勢は、平成 28 年には刑法犯認知件数が 3,047 件とピーク時（平成 15 年 9,217 件）の 3 分の 1 以下まで減少し、数字の上では治安の改善が図られているように思われます。

しかし、その一方で、高齢者が被害者となる特殊詐欺や子ども、女性を狙った犯罪が後を絶たない状況でもあります。

本県では、「日本一治安の良いしまね」の実現を目指していますが、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、警察による活動のほか、自治体や防犯ボランティアなどとの連携による地域に密着した各種活動が必要であると考えます。

立崎本部長におかれては、8月に着任されましたが、新本部長としての抱負と安全で安心な地域社会の実現に向け、どのように対策を進めていかれるのか伺います。(警察本部長)

また、公安委員会においては、先般7月12日に山口美紀委員が委員長に就任されました。

山口委員長におかれましては、この2年間、公安委員として県警察の管理にあたってこられました。その経験を活かして、委員長としてご活躍されることを期待するところであります。

全国的には、振り込め詐欺や電子マネーを悪用した詐欺などの増加と多様化、残忍極まりない凶悪事件の発生など治安情勢が懸念される中、国民・県民の警察に対する期待は高まる一方であると感じています。

こうした県民の期待を踏まえ、公安委員長就任に当たり県警察を管理する上での抱負について伺います。(公安委員長)